

**公立大学法人広島市立大学会計監査業務に係る
公募型プロポーザル説明書**

1 業務の概要

(1) 業務名

公立大学法人広島市立大学会計監査業務

(2) 業務内容

別紙「公立大学法人広島市立大学会計監査業務基本仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から締結日の属する事業年度（令和8年度）の財務諸表についての地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づく市長の承認の日までとする。

ただし、法第39条の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（令和9年度）及び翌々事業年度（令和10年度）についても再任するものとする。

2 事業費

本業務に係る費用は、9,922,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 契約担当課

広島市企画総務局行政経営部行政経営課（本庁舎9階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2043

E-mail gyousei@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・ 公示日 | 令和8年7月10日（金） |
| ・ 応募資格確認申請書提出期限 | 令和8年7月27日（月） |
| ・ 質問受付期限 | 令和8年7月27日（月） |
| ・ 企画提案書提出期限 | 令和8年8月10日（月） |
| ・ 審査結果通知 | 令和8年8月末～9月初旬 |

5 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこととする。

- (1) 公認会計士又は監査法人であること。
- (2) 法第37条第3項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (4) 広島市競争入札参加資格の「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルタント業務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-02調査・研究」に登録されている者であること。
- (5) 広島市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (7) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (8) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

6 応募資格確認申請書等の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 応募資格確認申請書【様式1】

イ 広島市税の納税証明書（写し可）1部

「令和〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

エ 誓約書【様式2】

オ 履歴事項全部証明書（写し可）1部

証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。

(2) 提出期間

公示日から令和8年7月27日（月）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 提出場所

前記3の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書等必要書類の受理・確認後、確認結果を応募者に速やかに書面又は電子メールにて通知する。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和8年7月27日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

前記3の契約担当課

(3) 受付方法

質問書（様式3）に記入の上、電子メールで提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問を受理した日から閉庁日を除き5日以内に、電子メール等により、質問者に直接回答するほか、前記3の契約担当課において令和8年8月10日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の記載項目

企画提案書に記載する内容は次のとおりとする。

提案項目	企画提案書に記載する内容
①監査業務実績	公立大学法人又は国立大学法人への監査業務実績（件数、大学名、契約年度）を記載すること。 ※実績は、過去3か年（令和5年度～令和7年度）とする。
	公立大学法人又は国立大学法人の財務会計システムに関与（開発や助言等の支援）した実績（件数、大学名、業務内容、契約年度）を記載すること。 ※実績は、過去10か年（平成28年度～令和7年度）とする。
②監査方針	公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）を監査するに当たって重視する項目を記載すること。
③監査体制	業務責任者と業務従事者の構成及び役割を記載すること。
	業務責任者の公立大学法人又は国立大学法人における監査業務実績（件数、大学名）及び配属先を記載すること。
	業務従事者の公立大学法人又は国立大学法人における監査業務実績（件数、大学名）及び配属先を記載すること。
④監査実施計画	監査業務の実施方法について具体的に記載すること。
	法人監事との連携方法について記載すること。
	年間の監査実施スケジュールを記載すること。
	令和8年度から10年度の各年度における従事日数及び人員について記載すること。
⑤その他	財務会計処理に関し、会計基準や関係法令等への専門的な知見に基づいた指導・助言等の支援策について記載すること。
	法人からの質問・相談等に対する対応方法について記載すること。
	設立団体からの質問・相談等に対する対応方法について記載すること。
	その他、業務に関して有効だと考えられる提案やアピールポイントなどを記載すること。

(2) 企画提案書の提出部数等

ア 正本1部、副本7部を提出すること。

イ 大きさは、A4判を基本とし、表紙、裏表紙、目次及び本文の全てを含めて20ページ以内とする。また、資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさに三ツ折にすること。

ウ 表紙には、「公立大学法人広島市立大学会計監査業務 企画提案書」と記載するとともに、提

案者名（企業名、代表者）を記載すること。ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には提案者名等提案者が類推できる表現は記載しないこと。

エ 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

オ 企画提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

カ 提案書の再提出は、提出期限までに限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

キ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式4）を提出すること。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和8年8月10日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

前記3の契約担当課

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

9 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、公立大学法人広島市立大学会計監査人選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 選定委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを受託候補者として選定する。ただし、得点の総計が最も高い提案であっても、各委員が審査して採点した評点の合計が、本市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していない場合は、この限りではない。なお、企画提案書提出後、別途、提案内容についてヒアリングを行うことがある（ヒアリングを行う場合、日時等については別途連絡する。）。イ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、最終候補者を選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、すべての参加者に書面で通知する。

(5) 審査結果の公表

最終候補者の選定後、速やかに応募者全員の商号・名称、各応募者の評価結果、選定委員会の委員の職名について、広島市ホームページにおいて公表する。なお、審査結果に対する意義の申立てはできないものとする。

(6) 審査結果の説明

応募者からの受託候補者の特定結果に関する質問等については、書面により受け付ける。ただし、その受付は審査結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、契約担当課は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

10 会計監査人の選任

- (1) 市長は、受託候補者として選定された者を法人の会計監査人に選任する。任期は、選任日の属する事業年度（令和8年度）の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく市長の承認の日までとする。ただし、法第39条の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（令和9年度）及び翌々事業年度（令和10年度）についても再任するものとする。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その選任を取り消すとともに、次順位の者を最終候補者として選定する。

11 契約の締結

- (1) 市長は、会計監査人を選任した旨の通知を法人に対して行い、法人は、選任された会計監査人と契約を締結する（令和8年9月～10月上旬頃を予定）。今回の選任は、令和8年度から令和10年度までの複数事業年度に係る候補者の選定になるが、法人との契約は単事業年度契約となる。なお、令和9年度及び令和10年度の契約は令和8年度のもを基本とするが、業務内容に応じて契約内容の変更を行うことがある。
- (2) 別紙「公立大学法人広島市立大学会計監査業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、選定された者の企画提案書の内容については、契約書にその内容を記載（添付）し、その履行を確保するものとする。

12 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名停止その他の措置を行うことがある。
- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 発注者が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (7) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に無断で使用しない。ただし、応募者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 企画提案書に記載した、監査を行う業務責任者、業務従事者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職などやむを得ない理由で当該従事者を変更する場合は、法人の了解を得なければならない。